

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新 記載要領及び留意事項	旧 記載要領及び留意事項
<p><u>輸出(積戻し)差止申立書(C-5640)</u></p> <p>「整理No.」欄には、受付税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税関長」欄には、輸出差止申立てを行う税関名をで囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸出統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害と認める物品の輸出に関する参考事項」欄は、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p>	(新規)
<p><u>輸出(積戻し)差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書(C-5644)</u></p> <p>「2.専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸出差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名(弁護士、弁理士、大学 学部教授等)を記載する。</p> <p>「3.輸出差止申立てに係る権利の内容等」欄には、輸出(積戻し)差止申立書に記載されている内容のうち、輸出差止申立てに係る権利の内容等、「公表」とされている事項について記載する</p>	(新規)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<u>委嘱状 (C - 5646)</u> <p>「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。</p>	(新規)
<u>輸出(積戻し)差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸出(積戻し)差止申立ての受理・不受理結果通知書 (C - 5652)</u> <p>「理由」欄には、当該日をもって当該輸出差止申立てに係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。</p>	(新規)
<u>委嘱状 (C - 5647)</u> <p>「期間」欄のうち、「至」の項には、委嘱の日から 2 年を経過する日を記載する。</p>	(新規)
<u>輸入差止申立書 (C - 5840)</u> <p>「整理No.」欄には、受付税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。 「税関長」欄には、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。 「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。 「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所()にレ チェックを付す(著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第5項に規定す る「国外頒布目的商業用レコード」(以下「還流レコード」という。)に係る申立 てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。) また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞ れ該当する箇所()にレチェックを付す。 「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、 育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権 については、権利発生年月日を記載する(権利発生年月日が不明な場合には、省 略する。)ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第</p>	(新規)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>5 項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</p> <p>「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。</p> <p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号（9 衔）」欄には、任意で H S 番号（9 衔）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5842)</u></p> <p>「整理 No」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第 2 「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>「税関長」欄は、輸入差止申立てを行う税関名をで囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所（ ）にレチェックを付す。</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。</p> <p>「輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税關が記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>輸入差止情報提供書（C - 5866）</u></p> <p>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税關長」欄は、輸入差止情報提供を行う税關名をで囲む。</p> <p>「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人（外国法人）の場合は、その国籍</p>	(新規)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>も記載する。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載させる。</p> <p>「輸入統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p><u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書(C-5844)</u></p> <p>「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名(弁護士、弁理士、大学 学部教授等)を記載する。</p> <p>「3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等」欄には、輸入差止申立書に記載されている内容のうち、輸入差止申立てに係る権利の内容等、「公表」とされている事項について記載する</p> <p><u>委嘱状(C-5846)</u></p> <p>「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。</p>	(新規)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p><u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書（C - 5852）</u></p> <p>「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該輸入差止申立てに係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。</p> <p><u>特許庁長官意見照会書（C - 5916）</u></p> <p>特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聞くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>特許庁長官意見照会請求書（C - 5918）</u></p> <p>関税法第69条の14第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>特許庁長官意見照会実施通知書（C - 5920）</u></p> <p>関税法第69条の14第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会実施通知書（C - 5946）</u></p> <p>「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有</p>	(新規)
	(新規)
	(新規)
	(新規)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>しない者として選定した3名の氏名及び職名(弁護士、弁理士、大学教授等)を記載する。</p> <p><u>委嘱状(C-5948)</u></p> <p>「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。</p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書(C-5954)</u></p> <p>「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該認定手続に係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
	<p><u>輸入差止申立書(T-1870)</u></p> <p>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号(統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税關長」欄には、輸入差止申立てを行う税關名をで囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所()にレチェックを付す(著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第5項に規定する「国外領布目的商業用レコード」(以下「還流レコード」という。)に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。)また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所()にレチェックを付す。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する(権利発生年月日が不明な場合には、省略する。)ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
(削除)	<p>始まり、著作者の死後 50 年を経過する日までなので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</p> <p>「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。</p> <p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号（9 衔）」欄には、任意で H S 番号（9 衔）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。</p> <p>「識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれら的事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(T - 1875)</u></p> <p>「整理 No」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第 2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税関長」欄は、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
(削除)	<p><u>商品等表示に該当する箇所()にレチェックを付す。</u></p> <p><u>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。</u></p> <p><u>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。</u></p> <p><u>「輸入差止申立てを行う侵害物品の品名等」欄には、侵害物品の品名を記載する。</u></p> <p><u>「輸入統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載する。</u></p> <p><u>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。</u></p> <p><u>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</u></p> <p><u>「侵害物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</u></p> <p><u>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む。)、外国における使用許諾関係、その他の事項(使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等)について、できるだけ詳細に記載する。</u></p> <p><u>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>輸入差止情報提供書(T-1920)</u></p> <p><u>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号(統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</u></p> <p><u>「税關長」欄は、輸入差止情報提供を行う税關名をで囲む。</u></p> <p><u>「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。</u></p> <p><u>「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。</u></p> <p><u>「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、でき</u></p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
	<p>る限り具体的に記載する。</p> <p>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供を行う侵害物品の品名」欄には、侵害物品の品名を記載させる。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。</p> <p>「識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p><u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書（T - 1874）</u></p> <p>「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、大学 学部教授等）を記載する。</p> <p>「3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等」欄には、輸入差止申立書に記載されている内容のうち、輸入差止申立てに係る権利の内容等、「公表」とされている事項について記載する。</p> <p><u>委嘱状（T - 1875）</u></p> <p>「期間」欄のうち、「至」の項には、包括的な委嘱でない場合には「別途通知する輸入差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と、包括的な委嘱の場合には委嘱の日から2年を経過する日を、それぞれ記載する。</p>
（削除）	
（削除）	

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
(削除)	<p><u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書（T - 1878）</u></p> <p><u>「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該輸入差止申立てに係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。</u></p>
(削除)	<p><u>認定手続における専門委員意見照会実施通知書（T - 2132）</u></p> <p><u>「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、大学教授等）を記載する。</u></p>
(削除)	<p><u>委嘱状（T - 2133）</u></p> <p><u>「期間」欄のうち、「至」の項には、包括的な委嘱でない場合には「別途通知する侵害の該否の認定の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と、包括的な委嘱の場合には委嘱の日から2年を経過する日を、それぞれ記載する。</u></p>
(削除)	<p><u>認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書（T - 2136）</u></p> <p><u>「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該認定手続に係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。</u></p>
(削除)	<p><u>特許庁長官意見照会書（T - 2070）</u></p> <p><u>特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸</u></p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧								
(削除)	<p><u>入者等から特許庁長官の意見を聞くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</u></p> <p><u>特許庁長官意見照会に係る意見徵求書（T - 2080）</u></p> <p><u>関税定率法第21条の4第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</u></p>								
(削除)	<p><u>特許庁長官意見照会実施通知書（T - 2090）</u></p> <p><u>関税定率法第21条の4第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</u></p>								
(削除)	<p><u>石油化学製品製造工場の承認申請書(P-7400)</u></p> <p><u>「原料揮発油等」の「品名」欄には、使用ナフサ等の品名を記載し、「数量」欄には、過去1年間の製品製造の実績及び今後1年間の使用見込数量を記載する。</u></p> <p><u>「石油化学製品」の「品名」欄には、還付対象物品として政令で規定する製品名、例えば、「エチレン」、「プロピレン」、「イソブチレン」等を記載し、「数量」欄には、過去1年間の製品製造の実績及び今後1年間の製品製造の見込数量を記載する。</u></p> <p><u>「製造工程及び製造能力」欄には、揮発油等をもって石油化学製品を製造する主な工程及び能力を具体的に記載する。</u></p>								
その他	<p>関税法基本通達89-6(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付して行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> <tr> <td>税関様式C第1040号</td> <td>税関様式C第7007号</td> </tr> </table> <p>関税法基本通達89-6(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付して行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> <tr> <td>税関様式C第1040号</td> <td>税関様式C第7007号</td> </tr> </table>	第1欄	第2欄	税関様式C第1040号	税関様式C第7007号	第1欄	第2欄	税関様式C第1040号	税関様式C第7007号
第1欄	第2欄								
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号								
第1欄	第2欄								
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号								

新旧对照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
税関様式 C 第 1041 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1045 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1050 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1070 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1140 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 3350 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 3360 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 3420 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5060 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 6000 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 6020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 6040 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 5600 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5602 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5622 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5624 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5636 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5658 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5664 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5800 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5802 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5822 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5824 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5836 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5838 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5858 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5864 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5906 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新		旧	
税関様式 C 第 9120 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9150 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 9200 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号		
税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号		
税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号		
税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号		
税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号		
税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号		
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号		